

令和 3 年

五所川原市教育委員会

第 1 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

## 目 次

1	議案第 1 号	令和 3 年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	P	1
2	議案第 2 号	五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について	P	5
3	議案第 3 号	五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について	P	7

議案第1号

令和3年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

令和3年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について次のとおり定めるものとする。

令和3年1月21日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

令和3年度における五所川原市の学校教育の充実を図るため、五所川原市学校教育指導の方針と重点を定める。

## 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による社会の加速度的な変化により、これまで以上に予測が困難な時代を迎える子供たちには、社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造していく力、状況に応じて目的を再構築する力を身に付けることが求められている。

このような中、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、児童生徒が必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図るという理念のもと、学習指導要領が改訂された。これからの学校には、児童生徒や学校、地域の実態に合わせて、全教職員の連携・協力のもとに、「社会に開かれた教育課程」を編成し、実施していくことが大切である。

五所川原市教育委員会では、「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、教育基本目標を、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』とし、市の現状と課題を明確にした上で効率的かつ効果的な教育施策を実施している。特に、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っている。

このことを受け、各学校においては、子供たちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動が展開されているものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題が挙げられる。また、特別な配慮を必要とする子供への支援や、生活や学習に様々な困難を抱えている子供への対応が各学校の課題となっている。加えて、生活リズムの乱れや肥満傾向児童生徒の増加など健康に関する課題も挙げられる。

これらのことから、「確かな学力の向上」と「豊かな心と健やかな体の育成」とを一体として捉えるとともに、これらを支える基盤である「教職員の資質能力の向上」を含めて、本市学校教育の課題とする。

加えて、GIGAスクール構想の実現に向けた取組として、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教職員と子供たちの力を最大限に引き出すことを、特に重要な課題として位置付ける。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、令和2年度末を迎えても収束の兆しが見えない現状にあるが、本市学校教育指導の方針はゆるぎないものとし、各学校においては子供の安心・安全を守ることを最優先にしながら、教育活動の充実に努めることが必要である。

## ○学校教育の課題解決に向けて

### 【確かな学力の向上】

「確かな学力の向上」については、子供たちが「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させることを重点とし、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが大変重要である。

そのために、

- ・ 教員が教えることと考えさせることを明確にし、必要で効果的な学習活動を考え、授業の工夫・改善を重ねていくことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めること
- ・ 児童生徒が協働的に学びに向かう集団として育成されるよう、学級経営の充実に図り、生徒指導の機能を生かした授業づくりに努めること
- ・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力の向上に努めること

これらの三つを柱に、組織的に継続して取り組んでいくため、『五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト』を推進することが重要である。

### 【豊かな心と健やかな体の育成】

「豊かな心と健やかな体の育成」については、教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実により、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努めることが大切である。また、心身の健全な発達を促し、自ら運動に親しみ、健康で安全な生活を送るための基盤を培うことが重要である。

そのために、

- ・ 「特別の教科 道徳」においては、目標と特質を捉えるとともに、児童生徒の発達の段階や特性などを考慮して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努めること
- ・ 家庭との連携により基本的な生活習慣を確立させるとともに、心身ともに健康で安全な生活態度育成についても課題を明確にし、具体的取組の実施に努めること
- ・ 児童生徒理解の深化を図り、規範意識に基づいた行動様式を定着させるとともに、教師と子供及び子供同士の心の結び付きを基調とした指導を通して、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること

これらの三つを柱に、『豊かな心と健やかな体の育成のためのポイント』に留意して、組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。

### 【教職員の資質能力の向上】

このような教育活動を具現化するためには、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に創意工夫をこらすことが必要である。また、学校教育の直接の担い手である教職員一人一人の意識改革が求められる。さらに、学習面や生徒指導面において、9か年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

そのために、

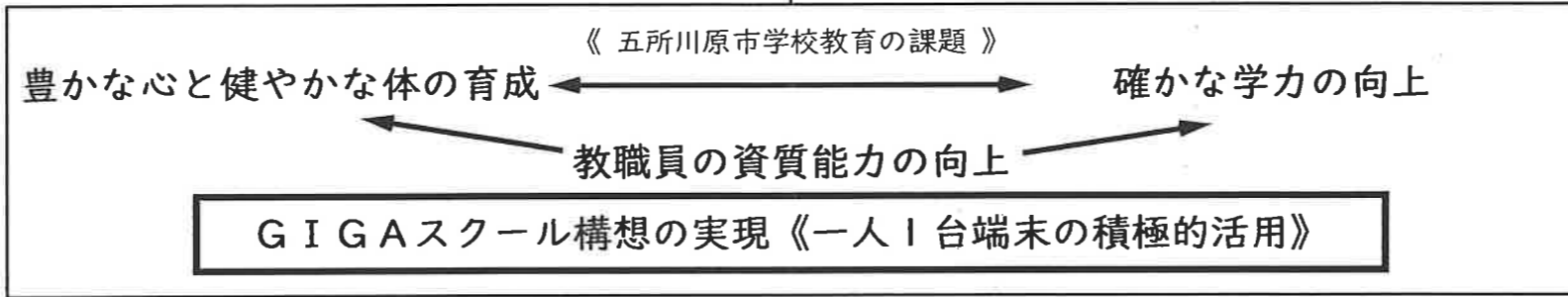
- ・ 教職員一人一人が教育公務員としての自覚をもち、服務規律の確保に努めるとともに、常に学び続ける意識をもち、自己研鑽に努めること
  - ・ 今日的な教育課題等に対応した研修を深めるとともに、学校の教育課題の解決に向け、教員等の共通理解の基に、組織的・継続的な校内研究の充実に努めること
  - ・ 小・中学校の連携を通して、目指す子供像の実現に向けて何をどのようにして指導するかについて共通理解を図り、具体的な実践による学区教育研究会の充実に努めること
- これらの三つを柱に、教職員の資質能力の向上を図っていくことが重要である。

以上のことから、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進のため、次の12の重点を設定した。

《五所川原市教育施策の大綱》の基本理念：「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」  
 《五所川原市教育振興計画》の施策の展開  
 1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実  
 2 学校・家庭・地域の連携推進  
 3 生涯学習・スポーツの推進  
 4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

《五所川原市教育基本目標》  
 ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

《五所川原市学校教育指導の方針》  
 個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進  
 《めざす子供像》 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒



豊かな心と健やかな体の育成のために	確かな学力の向上のために
<p>【豊かな心と健やかな体の育成のためのポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための「考え、議論する道徳」の授業の実践</li> <li>基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係づくり、健康で安全な生活づくりに向けた、家庭や地域社会との連携</li> <li>児童生徒が主体となったいじめの根絶や、問題行動・不登校等の未然防止に向けた取組の推進</li> </ol>	<p>【五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム・マネジメントと連動した「確かな学力」向上プランの推進</li> <li>「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりと学級経営</li> <li>校内研修・研究の充実（組織的、主体的、継続的な研修・研究の推進）</li> </ol>

重 点	
<p>12 研修の充実</p> <p>教員等の資質能力を高め、自校の教育課題を解決するために、組織的、主体的、継続的な研修の充実に努める。</p>	<p>1 授業の充実</p> <p>一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係の形成や学び合う学習集団づくりを図りながら、より効果的な指導と学習活動の工夫・改善に努める。</p> <p>2 生徒指導の充実</p> <p>一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調とした指導を行うとともに、いじめや問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。</p> <p>3 道徳教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて、他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。</p> <p>4 特別活動の充実</p> <p>一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。</p> <p>5 体育・健康教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。</p> <p>6 特別支援教育の充実</p> <p>発達障害を含む障害のある子供が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。</p> <p>7 キャリア教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。</p> <p>8 総合的な学習の時間の充実</p> <p>一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。</p> <p>9 情報化に対応する教育の推進</p> <p>一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、一人一台端末をはじめとしたICT機器を最大限に活用し、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。</p> <p>10 国際化に対応する教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の充実に努める。</p> <p>11 環境教育の推進</p> <p>一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。</p>

議案第2号

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者を次のとおり決定する。

令和3年1月21日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱第5条の規定により、五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者を決定するため提案するものである。

議案第 3 号

五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について

五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者を次のとおり決定するものとする。

令和 3 年 1 月 2 1 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市教育委員会文化顕彰要綱第 6 条の規定により、五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者を決定するため提案するものである。